

## 千曲市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務仕様書

### 1 目的

千曲市（以下「本市」という。）が平成 31 年度に供用開始する千曲市庁舎 1 階の市民課窓口及び証明発行専用窓口における市民サービスの向上及び業務の効率化を図るため「千曲市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）」を設置及び運用する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

千曲市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務

#### (2) 業務内容

- ①システムの設置及び維持管理に係るすべてのこと。
- ②システムによる市政情報のコンテンツ制作及び広報
- ③システムによる民間企業等の広告
- ④機器等の導入後における職員に対する操作マニュアルによる操作研修の実施

#### (3) 設置場所

千曲市庁舎（千曲市杭瀬下二丁目 1 番地）

1 階 市民課窓口、証明発行専用窓口及び市民ロビー

#### ※参考

開庁：月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 15 分

閉庁：土、日曜日、祝休日、年末年始（12/29～1/3）

人口：60,863 人（平成 30 年 3 月 31 日現在）

※システムの設置にあたっては、本市に行政財産使用許可申請書を提出して使用許可を得てください。

#### (4) 設置時期

市庁舎建設工事の進捗及びシステムの調整、操作研修等を考慮し、本市と協議の上決定します。

#### (5) 運用開始日

本市と事業者が協議の上、決定する日とします。（平成 31 年 7 月から 8 月頃を予定）

#### (6) 運用期間

システムの運用開始日から 10 年間とします。ただし、本市と事業者間で合意があった場合は、期間を定めて延長することができます。

#### (7) 費用負担

①システム等の設置（配線含む）、維持管理（修理、同等機器との代替等）、撤去、移設、増設及び運用に係る一切の費用は事業者の負担とします。システム撤去に係る設置場所の原状回復についても同様とします。

②広告主の募集及び広告制作は事業者が行います。

③事業者はシステムの設置に係る行政財産貸付料及びシステム運用に係る電気料を負担します。

(8) 関係事業者

本業務の実施にあたっては、必要に応じて本市のほか関係事業者と協議すること。

- ・千曲市新庁舎等建設業務（実施設計監修業務・工事監理業務及びその他関連業務）  
受託者：株式会社久米設計
- ・千曲市新庁舎等建設支援コンストラクション・マネジメント業務  
受託者：日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
- ・千曲市新庁舎等建設工事（本体工事） 施工者：鹿島建設株式会社
- ・千曲市新庁舎什器整備及び移転計画・監理等業務受託者：株式会社オカムラ

3 システムの仕様等

設置する機器等は以下に定めるとおりとします。ただし、機器等の数量や機能については、市と協議の上、変更することができるものとします。

(1) 番号札発券機（設置台含む） 1台以上（事業者提案とする。）

- ①タッチパネル方式とする。
- ②表示内容が容易に変更できること。
- ③表示内容は6業務以上に対応し、業務別の待ち人数や多言語が表示できること。
- ④受付件数や処理時間等の統計が可能なこと。

(2) 受付番号呼び出し表示器及び呼出操作器

- ①音声と番号表示による呼び出しが可能であること。
- ②呼出し番号の表示が明瞭で視認性に優れたものであること。
- ③職員側に待ち時間及び待ち人数等の表示が可能であること。
- ④操作器は操作性に優れたものとし、同一番号の再呼び出し等が可能であること。
- ⑤台数は事業者提案とする。

(3) 番号案内表示モニター／行政情報・広告モニター

- ①サイズ及び設置場所は協議の上決定すること。
- ②台数は事業者提案とする。

(4) 交付番号呼び出し器及び交付番号表示モニター

- ①発券機と連動した交付呼び出しが可能であること。
- ②音声と番号表示による呼び出しが可能であること。
- ③呼出し番号の表示が明瞭で視認性に優れたものであること。
- ④同一番号の再呼び出しが可能であること。
- ⑤モニターのサイズ及び設置場所は協議の上決定すること。
- ⑥モニターの台数は事業者提案とする。

(5) 留意事項

- ①機器等の設置にあたっては、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにすること。

②機器等の転倒、落下、破損等を防止するなど、来庁者や職員の安全対策を十分に施すこと。

#### 4 広告の掲載・放映

①放映時間は原則として庁舎開庁時とする。

②広告は業務に支障のない音量設定とする。ただし、必要に応じて市が音量調整を行うことが出来るものとする。

③広告の内容・デザイン等については、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱施行基準及び関係法令を順守し、あらかじめ本市の審査を受けて放映すること。

④本市が広告としてふさわしくないと判断し、広告内容の修正若しくは削除を指示した場合、無償かつ速やかに実施すること。この場合において、広告主に対して損害の補償等を行う必要が生じたときは、事業者の責任と負担において対応すること。

⑤広告の放映枠数等については、行政情報の放映と調整の上、本市と協議すること。

#### 5 その他

①業務の実施については、千曲市庁舎行政情報モニター広告掲載基準に基づき実施しなければならない。

②事業者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生した時は、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めること。

③第三者から広告に関連して被害を被ったことの損害賠償請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決すること。

④故障が発生した場合又はシステムの運用に支障が生じる恐れがある場合には、直ちに現場で点検・修理を行うなど、速やかに問題を解決できる体制を整えること。

⑤本仕様書に記載のない事項については、事業者と本市が協議して決定するものとする。